

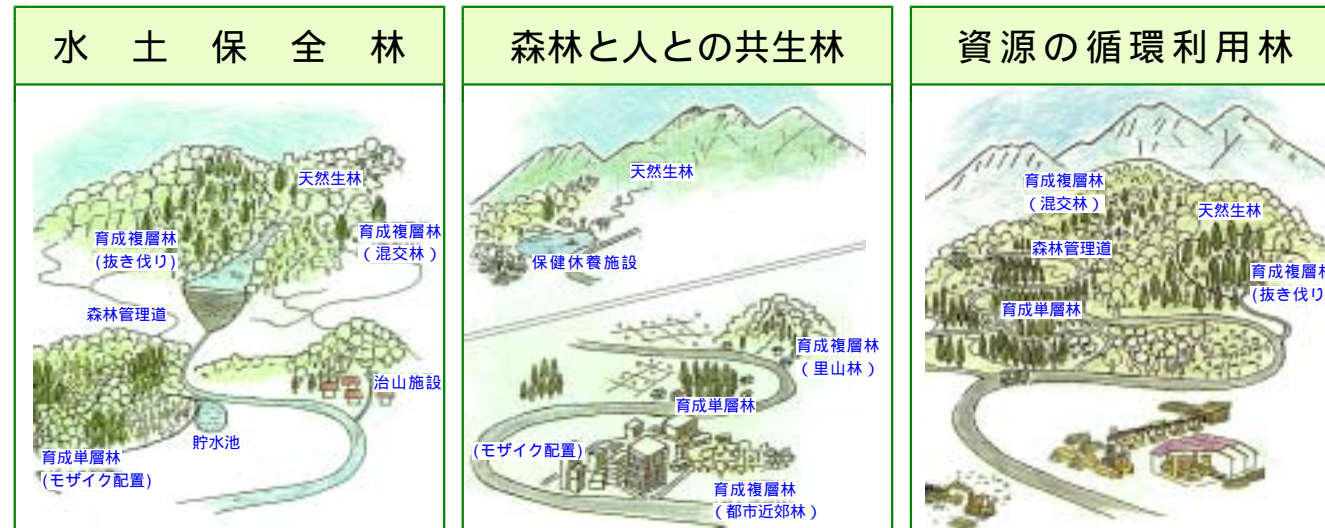
# 「森林・林業基本計画」の概要

森林・林業基本法の制定により、これまでの木材生産を主体とした政策を抜本的に見直し、森林の多面的機能の持続的発揮を図るための政策へ再構築しました。

また、環境に負荷の少ない循環型社会経済システムの実現に資するため、木材の有効利用の促進を図ります。さらに、林業生産、木材加工流通の合理化を図るため、林業・木材産業の構造改革を推進します。

## 1 森林整備（森林づくり）推進の考え方

個々の森林についての基本的な整備の方向をわかりやすく示すため、地域合意の下、森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに区分し、区分に応じた森林整備を推進します。

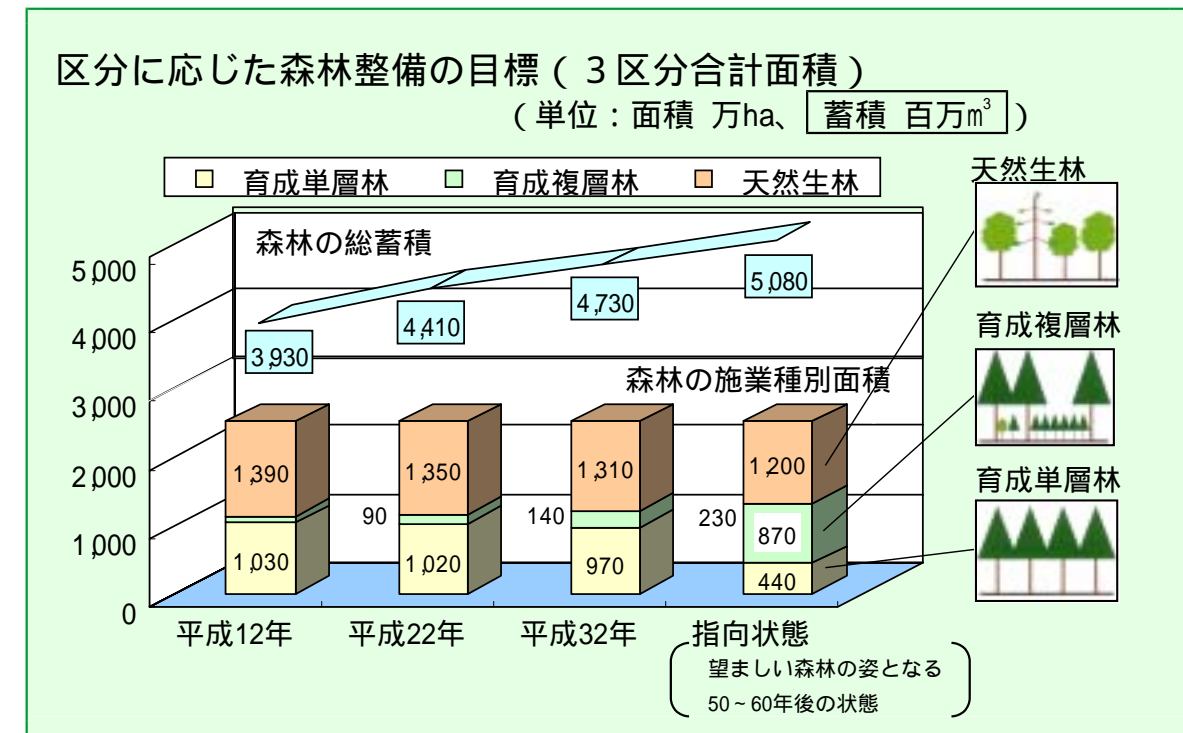


水土保持林	1,300万ha (全森林の5割)
水源かん養、山地災害の防止を重視する森林 高年齢の森林及び広葉樹導入を含めた複層林への導入 公的関与(例：治山事業)などによる森林整備を実施	
森林と人との共生林	550万ha (全森林の2割)
森林生態系の保全・生活環境の保全や森林空間の適切な利用を重視する森林 自然環境等の保全及び森林環境教育や健康づくりの場の創出	
資源の循環利用林	660万ha (全森林の3割)
木材等の生産を重視する森林 効率的・安定的な木材資源の活用 施業の集約化・団地化や機械化を通じた効率的な森林整備	
森林面積合計	2,510万ha (国土の約7割)

## 2 区分に応じた森林整備の目標

区分に応じた森林整備により、伐期の長期化による高年齢化や、広葉樹の導入、育成単層林から育成複層林への誘導を推進します。  
(育成複層林面積 平成12年 90万ha 指向状態 870万ha)

炭素の貯蔵庫である森林の総蓄積の増加を図ります。  
(森林の総蓄積 平成12年 39億m<sup>3</sup> 指向状態 51億m<sup>3</sup>)



## 3 木材の有効利用による循環型社会の形成

再生産可能で加工に要するエネルギーが少ないなど木材は人と環境に優しい素材であり、木材の有効利用の促進により、環境に負担の少ない循環を基調とする社会経済システムの実現に貢献します。

森林整備の推進に伴う、育成複層林の造成などの抜き伐りの増加や間伐の着実な実施を通じ、供給量を漸増させることを目標とします。  
(木材供給量 平成11年 20百万m<sup>3</sup> 平成22年 25百万m<sup>3</sup>)

小規模森林所有者から意欲ある林家や林業事業者に対する施業や経営の集約化を図るとともに、木材加工流通の効率化等を促進します。

木材のバイオマスエネルギーとしての利用等を促進します。